

興行場の構造設備の基準

項目	構造設備の基準	興行場外 利用可能な 場合	屋外 の場合	1年以内の 期間限定 営業の場合
全体	清掃及び排水を容易に行うことができるものとする。			
観覧場	便所、喫煙所、売店、食堂等の用に供される場所(舞台等興行に直接関係する場所を除く。)と隔壁等により区画すること。		適用 除外	適用除外
	換気上有効な機械換気設備又は空気調和設備を設けること。			
照明	床面から85センチメートルの高さの部分において、20ルクス以上の照度を保持できる照明設備又は採光設備を設けること。			
防虫防鼠	外部に開放されている窓、給気口及び排気口は金網等を設けること。		適用 除外	適用除外
防湿	入場者が利用する部分の床面の高さが直下の地面から45センチメートル未満である場合、床下をコンクリート、たたきその他これらに類する材料で覆う等防湿上有効な措置を講ずること。		適用 除外	適用除外
用具	入場者に用具を提供する場合は当該用具を衛生的に保管する設備を設けること。	適用除外		
清掃用具	清掃を行うための適当な用具を備え、当該用具を保管する専用の設備を設けること。	適用除外		
ごみ箱	ごみ箱を適当に配置すること。	適用除外		
便所	水洗便所とすること。※1	適用除外		適用除外
	男子用と女子用に区画して設けること。			
	便器の総数は表1の計算方法で計算した数以上とすること。※2			
	男子用便器の総数と女子用便器の総数は、ほぼ同数とすること。※2			
	男子用小便器5個ごとに男子用大便器1個以上を設けること。			
便所の手洗い設備	水道その他の清浄な水を十分に供給できる流水式手洗い設備を設けること。			

※1ただし、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域外に存し、かつ、適当な放流先がない場合は、くみ取便所とすることができる。

※2ただし、興行場の種類又は用途等により、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

表1 便所の総数の計算方法

観覧席の床面積	必要な便所の数
300平方メートル以下の部分	15平方メートル毎に1個
300平方メートルを超え600平方メートル以下の部分	20平方メートル毎に1個
600平方メートルを超え900平方メートル以下の部分	30平方メートル毎に1個
900平方メートルを超える部分	60平方メートル毎に1個

計算例 1,000平方メートルの興行場の便所の総数

$$300 \div 15 = 20 \text{個}$$

$$300 \div 20 = 15 \text{個}$$

$$300 \div 30 = 10 \text{個}$$

$$100 \div 60 = 1.6 \div 2 \text{個}$$

$$20 + 15 + 10 + 2 = 47 \text{個} \quad \text{必要便所の総数: 47個}$$